

久慈地方振興局長告示第20号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年11月7日

久慈地方振興局長 和 嶋 憲 男

- 1 道路の位置 久慈市門前第2地割28番2、30番9、30番10及び32番3
- 2 指定図 別紙のとおり。「別紙」は、省略し、久慈地方振興局土木部及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。